**平成２４年（フ）第２０３号**
神奈川県小田原市鴨宮709番地　サンファミリー鴨宮寮
債務者　中林　信男
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２４年（フ）第６８号**
新潟市江南区小杉１丁目６番35号
債務者　星山　敬藏
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第１４７号**
新潟県東蒲原郡阿賀町野村1207番地
債務者　渡部　弓子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第１６１号**
新潟市中央区南笹口２丁目１番12号
債務者　須田ヨイ子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第５１号**
新潟県村上市南町２丁目７番57号　エンゼルハイム・ミナミ201号、住民票上の住所新潟県村上市桃川287番地２
債務者　佐藤ツヤ子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２４年（フ）第５８号**
新潟県新発田市東新町１丁目２番３号　タウンハイツＡ103
債務者　渡辺　孝司
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２４年（フ）第４８号**
岐阜県中津川市手賀野169番地の１　市営住宅会所沢団地２－１
債務者　山本いく子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２４年（フ）第５０号**
岐阜県瑞浪市土岐町453番地の１
債務者　松山みよ子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２４年（フ）第１０３号**
愛知県犬山市字小洞147番地１
債務者　鈴木　道夫
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２４年（フ）第１２４号**
愛知県江南市藤ケ丘３丁目１番地８　江南団地52棟106号
債務者　大藪冨美子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２４年（フ）第２３号**
兵庫県小野市片山町1073番地の１　アーバン小野209
債務者　大沼　政弘
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
神戸地方裁判所社支部

**平成２４年（フ）第５６号**
山口県宇部市明神町１丁目10番34号
債務者　宮城由美子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
山口地方裁判所宇部支部

**平成２４年（フ）第６０号**
山口県宇部市大字西岐波250番地19
債務者　森脇美津子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
山口地方裁判所宇部支部

**平成２４年（フ）第６４９号**
名古屋市西区五才美町175番地の２　サン・ピボット五才美102号
債務者　Ｓ．Ｓ塗装こと　佐藤　聖也
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１４９１号**
大阪府茨木市永代町９番24号、前住所大分県大分市花江川２番33号
債務者　宇都宮　博
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第１５３０号**
大阪市旭区赤川４丁目24番３号
債務者　荒木　章吾
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第１６２４号**
大阪府東大阪市長田東１丁目２番15―801号
債務者　朝川　品子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部